

かざか証券株式会社

 あいおい損害保険

2008年10月以降保険始期用

公的介護保険制度の上乗せ「介護保険」

一歩先から「生きる」を応援する



健康総合保険

ケアベスト
Care-Best

介護補償特約



これからのために、いまから



全期前納払用



Care-Best の特長

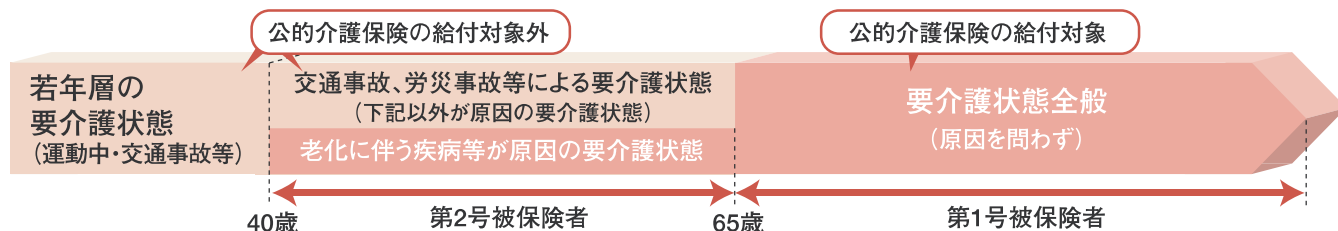
ケア ベスト

介護 補償 特約

1 公的介護保険に連動して、保険金をお支払いします

- 保険金は公的介護保険の要介護認定に基づいてお支払いします。
- 公的介護保険で給付対象外(注1)のケースも弊社基準により判定を行い補償いたします。

(注1) 公的介護保険で給付対象外となるケースとは、40歳未満の要介護状態および40歳以上65歳未満の老化に伴う疾病以外が原因となった要介護状態(例：交通事故など)をいいます。この場合、弊社基準に基づく要介護状態が90日を超えて継続したときに、保険金をお支払いします。弊社基準の詳細は差込の「お支払いする保険金のご説明」をご覧ください。



[ご注意] 保険期間の中途に、法令等の改正による公的介護保険制度の改正があった場合で、弊社が特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、公的介護保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。ただし、公的介護保険制度の「要介護状態区分」に大きな改正があった場合は、公的介護保険の要介護認定に基づかずに、弊社基準「お支払いする保険金のご説明」(詳細は差込の別表をご参照)に基づき、保険金のお支払い等を行うことがあります。

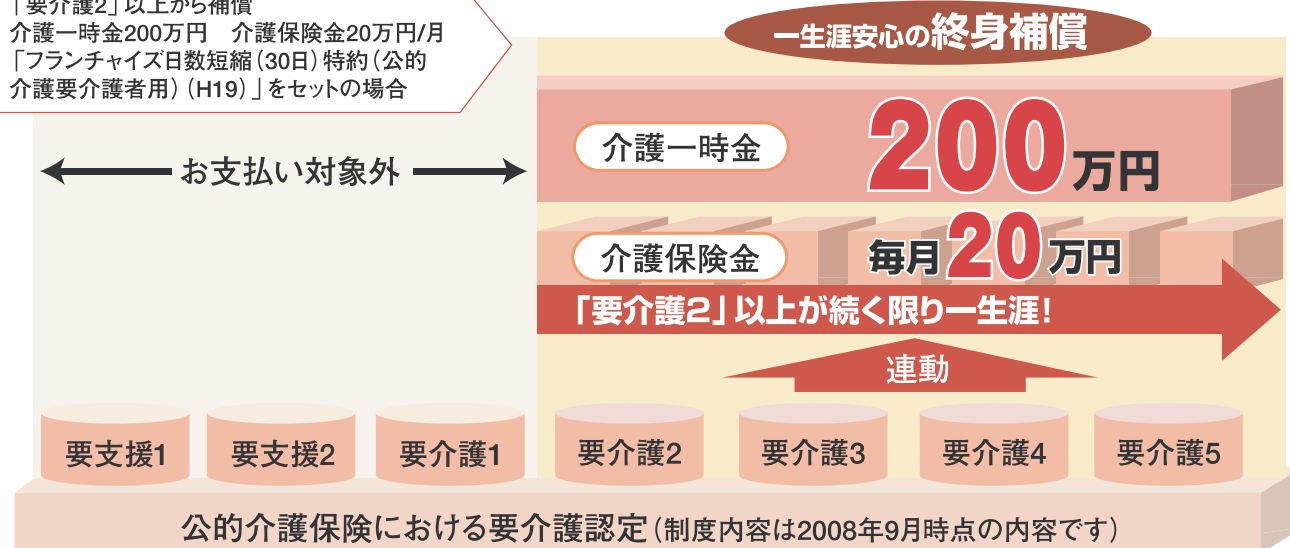
2 介護にかかる費用を2つの保険金でしっかりと補償。「一生涯続く終身補償」です

公的介護保険で「要介護2」以上の要介護認定を受け、30日(※)を超えて継続した場合には、以下の保険金をお支払します。

(※) 公的介護保険で給付対象外となる場合は、弊社基準に基づく要介護状態が90日を超えて継続したときに、保険金をお支払いします。

- 介護一時金(保険期間を通じて1回)
- 介護保険金(「要介護2」以上の認定が続く限り毎月お支払い。支払期間も無制限)

「要介護2」以上から補償
介護一時金200万円 介護保険金20万円/月
「フランチイズ日数短縮(30日)特約(公的介護要介護者用)(H19)」をセットの場合



3 保険料は一括払い

- 保険料を一括してお支払いいただきます(全期前納)。

「全期前納」とは

※保険料の全期前納とは、保険料を前払いする方法をいい、保険料払込期間満了まで毎年お払込みいただくべき保険料をご契約時にまとめてお払込み(前払い)いただくことをいいます(払込期日が到来していない保険料は保険会社の預り金となります)。お払込みいただく全期前納保険料は、弊社所定の利率で割引かれていますので、毎年お支払いいただくよりも割安な保険料となります。

元気なうちから、あなたとご家族のために。

(解約)返れい金のお支払い例

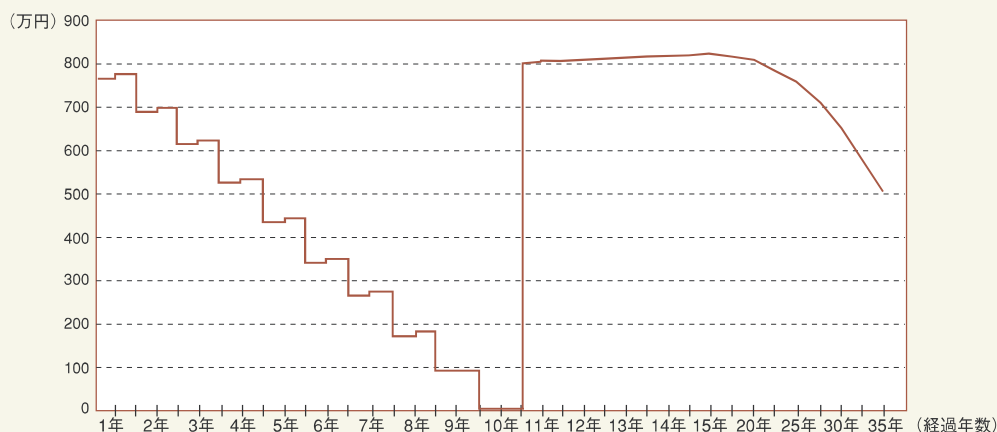
60歳加入・男性 「要介護2」以上から補償、介護一時金200万円、介護保険金20万円/月、
「フランチイズ日数短縮(30日)特約(公的介護要介護者用)(H19)」をセットの場合 ▶ 一括払保険料8,675,410円
(自動車保険契約者割引適用なし)

保険始期日より9年間の保険料の返れいについて

- 保険始期日から9年間の解約については、前納保険料のうち未経過期間相当額を返れいします。
- 保険始期日から9年間に「要介護2」以上の要介護認定を受けた場合には、保険料の払込みが免除されるため、以降の払込期日にお支払いいただくべき保険料相当額を返れいします。ただし、要介護状態が回復し、「要介護1」以下の変更認定または認定の取消を受けた場合には、保険料の払込みを再開していただきます。

解約返れい金について(保険始期日より11年目以降)

- 解約返れい金は、ご加入時年齢、性別、解約日などにより異なります。
- 解約時にすでに保険金を支払うべき要介護状態となっていた場合や、被保険者の方の死亡による契約終了の場合には、解約返れい金はありません。



経過年数	返れい金
1年後	約780万円
5年後	約446万円
10年後	0円

経過年数	解約返れい金
10年+1月後	約803万円
15年後	約818万円
20年後	約809万円

自動車保険契約者割引制度(全期前納用)

本制度は、弊社自動車保険契約(※1)にご加入されているお客さま(ご契約者が同一の場合に限り)について、リブリード・ケアベスト(健康総合保険)の保険料を割引く制度です。本制度のご利用にあたっては、あらかじめお客さまより「自動車保険契約者割引特約」をセットするためのお申し出が必要となります。本プランの場合、保険始期日より1年間分の保険料が5%割引(※2)となります。

- お申し出にあたっては、自動車保険契約の「証券番号等」(※3)が必要になります。

リブリード
ケアベスト 保険料
5%OFF

- (※1) リブリード・ケアベストと自動車保険契約のご契約者が同一であることが条件となります。共同保険の場合で、弊社非幹事契約であるときは、本割引の適用ができません。ただし、自動車保険契約に「リースカーの自動車保険に関する特約」または「ローン・リースの自動車保険に関する特約(保険料分割払方式)」がセットされている場合には、自動車保険契約の記名被保険者がリブリード・ケアベストのご契約者と同一であることが条件となります。
- (※2) 割引対象特約保険料について、被保険者単位、補償項目・特約単位で割引計算を行ないますので、ご契約内容によっては、契約合計保険料に対して5%割引とならないことがあります。
- (※3) ご契約者が同一の弊社自動車保険契約が複数ある場合は、廃車等のご予定がない自動車のご契約についてお申し出ください。

介護に関する充実したサービス

ふれ愛
ドライブ
倶楽部

介護・福祉相談

介護事業者ご紹介

介護・福祉施設情報
のご案内

etc

介護・福祉に関する様々なご相談やご質問に、ケアマネージャー等の介護の専門家がお答えいたします。

※本サービスは弊社子会社(株)ふれ愛ドライブサービスに委託して提供しています。

※上記サービスは予告なく変更・中止する場合があります。

※上記サービスはふれ愛ドライブ倶楽部のサービスの一部を記載しています。

契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

健康総合保険「リブリード・ケアベスト」*は、被保険者（補償の対象となる方）が要介護状態となった場合に保険金をお支払いします。

*「リブリード・ケアベスト」は健康総合保険・介護補償特約のペットネームです。

(2) 補償内容・セットできる主な特約とその概要

主な支払事由（保険金をお支払いする場合）および主な免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）については、差込の「お支払いする保険金のご説明」をご覧ください。取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(3) 保険期間（保険のご契約期間）

このプランの保険期間は終身（被保険者が死亡されるまで）となっております。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、お客さまの保険契約の保険期間につきましては、申込書にてご確認ください。

(4) 引受条件（保険金額等）

ご契約いただく保険金額（ご契約金額）の設定につきましては、以下の点にご注意ください。お客さまの保険契約の保険金額につきましては、申込書にてご確認ください。取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

- ①保険金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるようご設定ください。
- ②保険金額は、補償項目によっては、それぞれ他の補償項目の保険金額との関係で上限または保険金額が定められることがあります。
- ③他の同種の保険契約を既にご契約されている場合は、保険金額を制限させていただきます場合があります。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者の範囲および年齢などにより決定されます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。お客さまの保険契約の保険料につきましては、申込書にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法等

(1) 保険料の払込方法

このプランでは10年間お支払いいただくべき保険料を、契約時に一括してお支払いいただきます。

(2) 保険料の払込期間

このプランの保険料の払込期間は10年となります。

(3) 保険料の払込免除

被保険者が弊社所定の「保険料の払込免除事由」に該当した場合に、当該被保険者の介護特約保険料の払込みが免除されます。詳しくは、差込の「お支払いする保険金のご説明」をご覧ください。取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このプランには、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

解約返れい金の有無は、中面をご覧ください。取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

6. 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

弊社へのお問い合わせ・ご相談・苦情は下記にご連絡ください。

〔受付時間：平日AM9：00～PM5：00、土日祝日および12/30～1/4を除く〕
0120—101101

※音声ガイダンスに従い、お問い合わせは③、ご相談・苦情は④をプッシュしてください。

保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

〔受付時間：平日AM9：00～PM6：00〕

0120—107808（フリーダイヤル）

※携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。

事故が発生した場合、ただちにご契約の取扱代理店または弊社までご連絡ください。

〔受付時間：365日24時間〕

0120—024024（あいおい損保安心ダイヤル）（携帯・PHS OK）

*各連絡窓口ともおかけ間違いにご注意ください。

ご契約いただくお客さまへのお願い

ご契約者と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合には、被保険者の方もここに記載したことがらを
お読みいただきますようお願いいたします。

代理請求制度について

被保険者の方に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、以下の方が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度です。ただし、被保険者の方に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度をご利用いただけません。

●保険金等の請求を行う意思表示が困難であると弊社が認めた場合 など

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者

②上記①の方がいない場合や上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③上記①および②の方がいない場合や上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者または上記②以外の3親等内の親族

（注）保険料の払込みの免除については、ご契約者に保険料の払込免除を請求できない上記のような事情がある場合にお取り扱いします。

ご契約に際してご注意いただきたいこと

■税法上の取扱い（平成20年9月現在）

保険契約者が個人の場合、介護補償特約に係る保険料は税法上の生命保険料控除の対象となります。

■その他

●健康状態告知書や申込書記載事項（年齢、他保険加入状況、保険金請求歴等）等によっては、ご契約のお引受をお断りしたり引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。また、健康状態などについて告知いただく際には、必ず事前に「健康状態告知」についてのご案内をご覧ください。

このパンフレットは「健康総合保険・介護補償特約（リブリード・ケアベスト）」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」をご覧ください。また、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。



あいおい損害保険株式会社

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 TEL:03-5424-0101（大代表）
ホームページアドレス <http://www.ioi-sonpo.co.jp/>

（お問い合わせは）

取扱代理店は、弊社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理（ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます）などの業務を行っております。したがって、取扱代理店とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約いただいたものとなります。



介護についてどれだけご存知ですか



1 介護の現場の声

家族が介護になったらどうなる？家族にとってかなりの負担がかかること、ご存知ですか？

- 4年前から、毎日往復3時間かけて介護のために通い続けている。家事と介護の両立に体力も気力も限界に。
- 1年前に父が脳梗塞で倒れ、同居介護に。寝起き・入浴など、常に介助が必要であり、24時間目が離せない。
- 認知症の母を施設に入所させたいが、母の年金や貯蓄だけでは足りず、十分なサービスを受けられない。
- 仕事をしているため、認知症の父は日中一人に。仕事と介護の両立ができるか今後の生活が不安。
- 耳が遠くなったことや認知症が原因で、要介護者との意思疎通が上手にできず、ストレスがたまっている。
- 親の介護が長期化に。相談相手がなく、介護に疲れて要介護者にあたってしまう。

出典：国際長寿センター「介護支え合い相談事業」主な相談と対応のポイント（心の悩み）

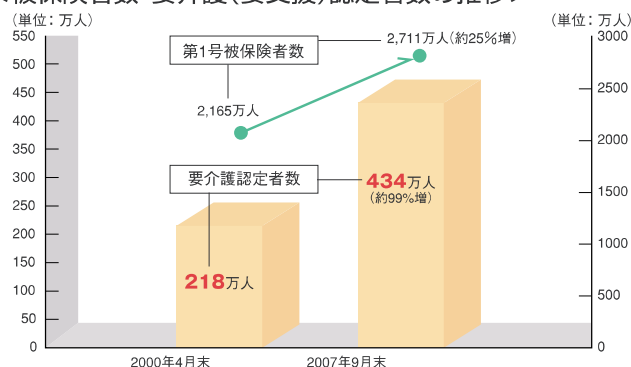
2 65歳以上の要介護認定者が増加しています

少子高齢化社会を迎える日本。介護が必要になる原因は様々ですが、要介護者は増加しています。

7年間で65歳以上の
要介護認定者が“約2倍に”

第1号被保険者の約**6人**に**1人**が
要介護認定を受けています。

＜被保険者数・要介護（要支援）認定者数の推移＞



第1号被保険者数：公的介護保険の65歳以上の被保険者
出典：介護保険事業状況報告 2007年9月末の数値は速報値

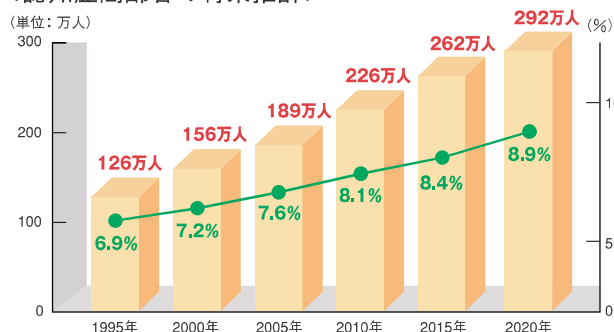
＜ご参考＞

(1) 認知症高齢者の発生率

介護が必要となる原因の一つとして
考えられる**認知症**

2020年には65歳以上では
11人に1人が**認知症**になる予想

＜認知症高齢者の将来推計＞

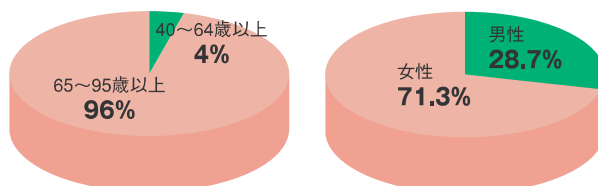


出典：厚生省「1994年痴呆性老人対策に関する検討会報告」
折れ線は65歳以上の老人人口に対する認知症高齢者の出現率

(2) 介護サービスの受給者は高齢者が圧倒的

年齢別受給者割合は65歳以上で **96%**
性別受給者割合は女性が **71.3%**

＜受給者数、要介護（要支援）状態区分・性・年齢階級別＞

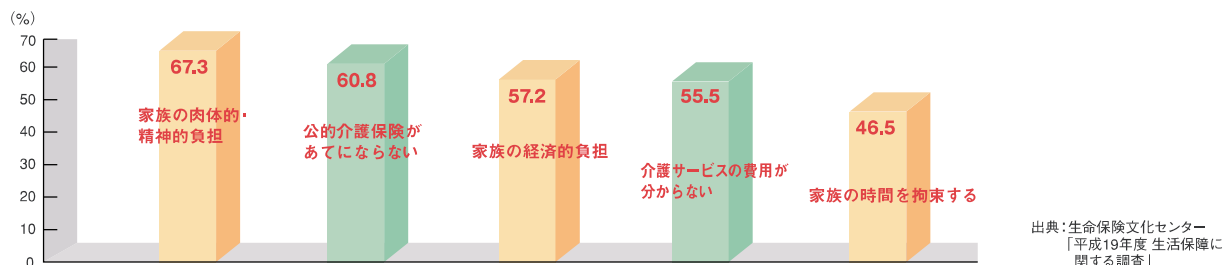


出典：介護給付費実態調査月報2007年9月審査分

3 介護が大変な理由

介護はご自身だけの問題ではありません。介護になった場合の不安の多くは、「**家族**」の方々に多大な負担をかけることです。

<自分の介護に対する不安(上位5項目)>



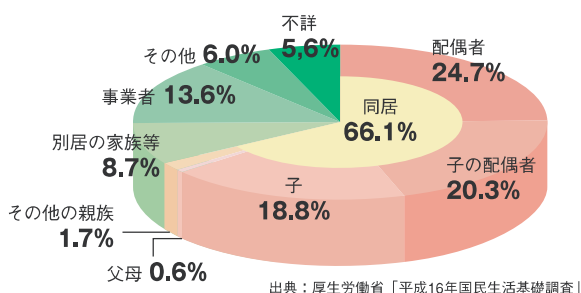
介護って家族への負担が大きそう。具体的にはどんな負担があるんでしょうか・・・

介護の担い手は「家族」が圧倒的です

家族が担い手となる割合 **74.8%**

同居の割合 **66.1%**

<主な介護者と要介護者等との続柄及び同別居の構成割合>



- 十分なプロのサービスを受けるにも、かなりの出費がかかる
- 施設に入所させたいが、順番待ちでなかなかサービスを受けられない
- 入浴や排泄は他人の世話になりたくない
…などの理由が考えられます

家族に与える経済的負担は大きなものになります

家計に与える**出費**は大きな負担になっており、施設サービスや居宅サービスなどの**サービスを充分にご利用できない方々**もいらっしゃるようです。

公的介護保険では、利用した介護サービス費用の**1割**が自己負担になります。さらに利用限度額を超えた費用、公的介護保険対象外サービスの利用、病院への交通費なども**全額自己負担**となります

■居宅サービスの例

👉 毎月の出費

- 公的介護サービス自己負担
- 公的介護保険対象外サービス費用
- 床ずれ予防用品、おむつ、衛生用品 などの購入費用
- 病院診察、通院のための交通費 等

👉 一時的・見えにくい出費

- 手すり設置などの住宅改修費用
- 福祉車両の購入費用
- 室温を保つための光熱費の出費増
- 体を拭くタオルなどの洗濯が増えたことによる水道費の出費増 等



■施設サービスの例

¥ 毎月の出費

- 公的介護サービス自己負担
- 施設の居住費・食費 等

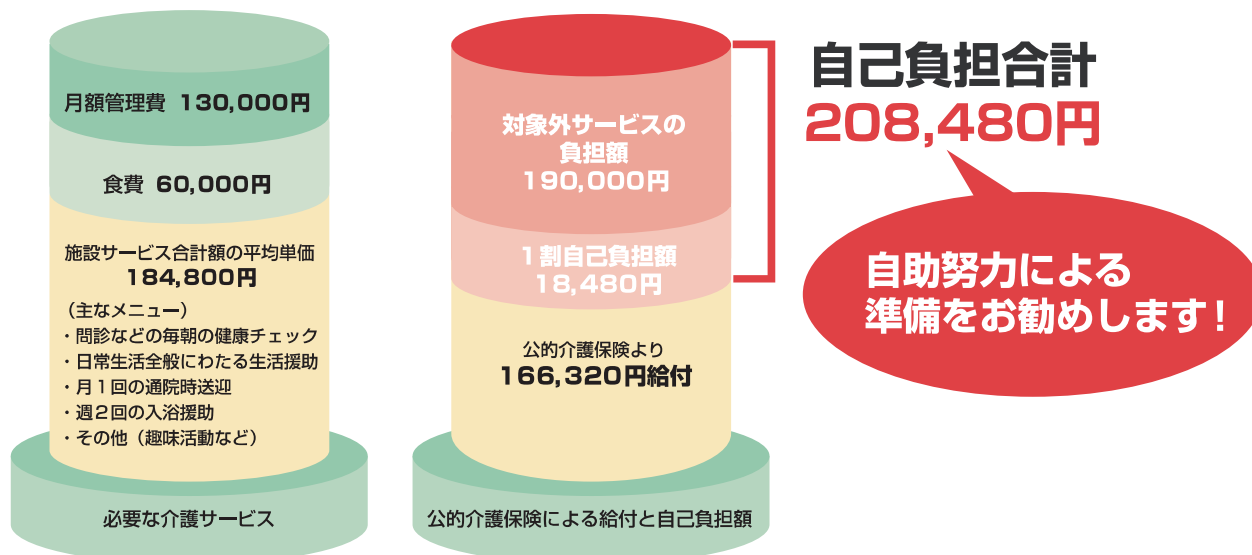
¥ 一時的な出費

- 入居時の一時金 等



<参考> 介護サービスを利用した場合の具体例：要介護2の場合

有料老人ホームに入居した下記例では、毎月**208,480円**の自己負担となっています。



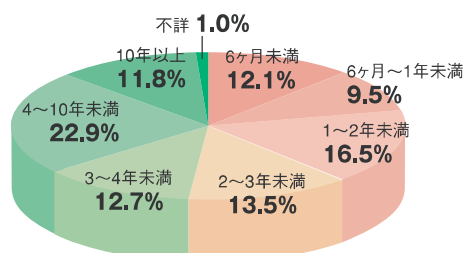
生命保険文化センター「介護保障ガイド」2006年9月改訂版より

介護の期間は長期化に

高齢化の進展に伴い、長期化する可能性がある介護。いつまで続くかわからないことが、**不安・負担**を増大させています。また、その不安・負担が介護期間中、ほぼ**毎日**のように、ご家族にのしかかってきます。

3年以上の介護 **47.4%**
10年以上の介護 **11.8%**

<寝たきり者の寝たきり期間>



出典：生命保険文化センター「平成19年度 生活保障に関する調査」

ご家族への負担

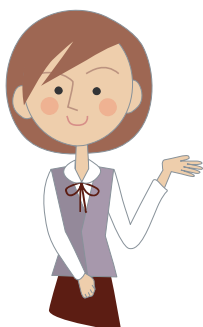
肉体的・精神的負担

+

経済的負担



× 寝たきり期間



介護は老後生活最大の問題

自分と家族のゆとりのため…

家族の負担を軽減するため…

今から準備を検討してみませんか？

要介護認定の区分像（イメージ）

要介護区分	心身の状況（状態像の例）
要支援1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態
要支援2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態
要介護1	要支援2の状態に加え、以下に該当する状態 (1) 疾病や外傷等により心身の状態が安定しない状態 (2) 認知機能や思考・感情等の障害により、十分な説明を行っても予防給付の利用にかかる適切な理解が困難な状態
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態
要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしでは日常生活を営むことが困難となる状態
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしでは日常生活を営むことがほぼ不可能な状態

2003年高齢者介護研究会「2015年の高齢者介護」

【基本動作】身の回り動作（洗面、食事、更衣、整容、トイレ、入浴など）や移動動作など、人が毎日の生活を送るための基本的動作群のこと。

【手段的日常生活動作】 炊事、洗濯、掃除などの家事や買い物、金銭管理、趣味生活など、日常生活の中で日常生活動作以外の活動のこと。

※実際の要介護認定の判定にあたっては、別に定める基準に基づき判定されます。上記は状態像の例です。

※ここに示した状態は、各区分の平均的な状態ですので、ここに示された状態と完全には一致しないことはあり得ますのでご注意ください。

公的介護保険対象サービスの利用限度額と自己負担

■ 在宅サービスには利用限度額があり、**1割**が自己負担となります。

在宅サービスの利用限度額	自己負担額（上限）
要支援1	49,700円 4,970円
要支援2	104,000円 10,400円
要介護1	165,800円 16,580円
要介護2	194,800円 19,480円
要介護3	267,500円 26,750円
要介護4	306,000円 30,600円
要介護5	358,300円 35,830円

一時的な出費の利用限度額	利用者負担額
福祉用具購入費（毎年）	100,000円 10,000円
住宅改修（通算）	200,000円 20,000円

利用限度額を超えて利用したサービス費用は、**全額自己負担**となります。

※利用限度額は、その月に利用した「全サービスの合計費用」の上限を示しています。
※1割の負担が高くなる場合には、一定の限度額を超えたときにその超過分が払い戻される制度（高額介護サービス費の支給）があります。

■ 施設に入所した場合でも以下の**自己負担**がかかります。

施設での介護の場合は、利用限度額を定めずに、要介護度に応じた費用を負担します。

施設	自己負担			
	合計	1割負担	住居費	食費
特別養護老人ホーム	8.1～12.8万円	2.6～2.9万円	1.0～6.0万円	4.2万円
老人保健施設	8.3～13.0万円	2.8～3.1万円	1.0～6.0万円	4.2万円
介護療養型医療施設	8.9～13.9万円	3.7万円	1.0～6.0万円	4.2万円

※上記金額は平均的な施設の場合の金額です。

※上記以外にも日常生活費、特別な室料（特別な食費）等がかかる場合があります。

※所得に応じて負担額が異なる場合があります。

（平成17年10月 厚生労働省「みんなで支えよう介護保険」）

このチラシは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ずケアベスト（健康総合保険）パンフレットおよび「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」をご覧ください。また、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。



あいおい損害保険株式会社

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 TEL:03-5424-0101（大代表）
ホームページアドレス <http://www.ioi-sonpo.co.jp/>

（お問い合わせは）

契約取扱者が弊社代理店または社員の場合は、弊社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理（ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます）などの業務を行っております。したがって、弊社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約いただいたものとなります。